

第6回 あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 議事録

1 日 時

2024年2月16日（金） 午後2時30分から午後4時まで

2 場 所

愛知県庁本庁舎 正庁

3 出席者

構成団体 14団体

【出席構成団体】(順不同)

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、愛知県商工会連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、名古屋市、愛知県市長会、公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、愛知県

4 議 事

- (1) あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について〔愛知県〕
- (2) 特定技能外国人等の受入れについて〔名古屋出入国在留管理局〕
- (3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについて〔名古屋出入国在留管理局〕
- (4) ウクライナ避難民の受入れ状況と補完的保護対象者認定制度について〔名古屋出入国在留管理局〕
- (5) 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて〔名古屋出入国在留管理局〕
- (6) 愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について〔愛知県〕
- (7) 構成団体からの情報提供等
- (8) 質疑応答

5 発言内容

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第6回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めます、愛知県政策企画局長の沼澤です。

はじめに、愛知県の大村知事から御挨拶申し上げます。

(愛知県 大村知事)

皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。

本日は名古屋出入国在留管理局長様はじめ、構成団体の皆様には、お忙しい中、第6回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

協議会の開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

愛知県には、現在、東京都に次いで全国で2番目に多い、約30万人の外国人の方々が生活し、働いておられます。働く外国人の方々は約21万人と初めて20万人を超えたということでございます。やはり人手不足等々ということで、愛知県は製造業での求人の意欲が非常に強いということもあります。その傾向はますます強くなっていると思っております。

また、2019年に導入された「特定技能」の外国人労働者の数は、昨年10月末時点で約1万4千人と全国で最も多くなっています。

外国人材の受入れを巡っては、現行の「技能実習制度」を見直し、外国人材の育成と確保の両立を目的とした育成就労制度の創設について、国において検討が進められているところです。私どもは新聞報道等々で知ることになりますが、大枠は固まってきたと理解しております。「特定技能」についても、政府は「特定技能制度」創設以来、初めて、新たな分野を追加する方向で検討に入ったとの報道もありました。肌感覚では、私どもも色々なところに行きますが、人手が足らないということばかりを聞くという状況ですので、そうした方向になるものと思っております。

アフターコロナへの動きが加速し、外国人材の受入れ環境の整備が進められる中、愛知は日本一の産業県でありますので、今後多くの外国人の方々が居住し、就労することが見込まれます。

受入れにあたっては、外国人の方々が労働者としてだけでなく、生活者として、不安なく、地域社会に定着していただけるような環境の整備が重要だと考えます。

本県では、これまで外国人の方々の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実という三本柱に取り組んでおります。

このうち、労働環境の整備については、定住外国人の雇用を促進するため、相談窓口の設置や採用から定着までをサポートする伴走型支援を引き続き実施するとともに、県内企業における特定技能外国人等の受入れを支援するため、外国人材受入セミナーの実施などに取り組んでまいります。

生活環境の整備では、多言語による情報発信の強化や安全・安心な暮らしに必要な防災や医療等の支援の充実に取り組んでいるところです。

そして、日本語学習・日本語教育の充実については、行政が主体となった地域の日本語教育の体制づくりに引き続き取り組みます。学校においては、日本語教育を担う教員や支援員の配置、外国にルーツのある生徒の能力、可能性を引き出す中高一貫校や、日本語を基礎から学べる夜間中学の設置などに取り組んでまいります。愛知県では、日本語適応教員を小・中学校で700人配置しており、日本全国の3割ということでございますので、引き続きしっかりとやっていきたいと思っております。

こうした取組が十分に効果を発揮するためには、国や市町村、経済団体、労働者団体、外国人支援団体の皆様との有機的な連携、情報共有が不可欠であります。

この協議会を通じて、最新の情報を共有し、関係者間の連携を図ることで、本県で就労する外国人の方々との共生に向けた環境の整備につなげてまいりたいと存じます。

構成団体の皆様には、外国人材の適正な受入れと多文化共生社会の実現に向けて、それぞれのお立場から、積極的な情報提供やご意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

続きまして、名古屋出入国在留管理局の市村局長から御挨拶をいただきたいと存じます。

(名古屋出入国在留管理局 市村局長)

ただいま御紹介頂きました、名古屋出入国在留管理局長の市村でございます。

本協議会開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

関係省庁・関係機関・関係団体の皆様方、平素から出入国在留管理行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は御多忙中のところ、本協議会へ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

加えて、愛知県庁の皆様方には、本協議会開催にあたり、準備に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、御存知のとおり、共生社会の実現に向けた施策につきましては、2018年12月に、政府一丸となってより強力に、かつ、包括的に推進していくための方針として、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、また、2022年6月に、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて中長期的な課題と具体的な施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定されました。

昨年6月には、総合的対応策が改定されるとともに、ロードマップも一部変更され、名古屋出入国在留管理局においても、一元的相談窓口への人的支援のほか、合同相談会や各種イベントを愛知県名古屋市内で開催する等、各施策に取り組んでいるところです。

この機会に、昨今の出入国在留管理行政の動向について若干御説明させていただきますと、コロナ禍による様々な制限措置が解除されて以降、外国人入国者数は増加を続けており、昨年6月末現在の在留外国人数は全国で322万3,858人、愛知県で29万7,248人となっております。

また、昨年6月には、保護すべき者を確実に保護しつつ、送還忌避問題や収容をめぐる諸問題といった喫緊の課題を解決するため、入管法の改正が行われました。

外国人材の受入れについては、昨年8月に在留資格「特定技能2号」の対象分野が拡大されたほか、昨年11月には、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議による最終報告書が関係閣僚会議に提出され、同報告書により、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設すること、また、特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続させること等が提言され、本年2月9日に、同報告書を踏まえた政府の方針が関係閣僚会議において決定されました。

当局といたしましては、このような情報共有等の場をお借りして、各制度の動向等について皆様方に情報共有するとともに、皆様方から頂いた忌憚のない御意見をお聞きして、今後の入管政策に生かし、また、共生社会の実現に向けて、皆様方と連携・協力し、外国人材の受入れ環境整備を一層推進してまいります。

以上を申し上げ、私からの御挨拶と致します。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。

ここで、大村知事は、次の公務があるため退席させていただきます。

本日の出席者でございますが、東海北陸厚生局様、中部運輸局様、愛知県商工会議所連合会様、一般社団法人中部経済連合会様、愛知県町村会様が御

欠席されており、事務局の愛知県を含め 14 団体から御出席いただいております。出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、本日配付しております資料を会議次第にしたがって、御確認いただきたいと存じます。不足等ございましたら、お知らせください。

なお、本日は各議題への理解を深めていただくとともに、お寄せ頂いた様々な情報を皆様方の施策や事業へ十分に生かしていただけるよう、各議題について御発表いただいた後、最後にまとめて質疑応答の時間を設けさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入りたいと存じます。

議事（1）の「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」でございます。

事務局から御説明申し上げます。

（愛知県政策企画局企画調整部企画課 古田課長）

企画課長の古田でございます。

議事（1）「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」、資料 1 により事務局から御説明いたします。

資料 1 の 1 ページ目に、今年度の労働環境ワーキンググループ、生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの開催概要や成果等についてそれぞれ記載してございます。

内容につきまして、それぞれのワーキンググループ事務局から御説明いたします。

（愛知県労働局就業促進課 澤田課長）

労働環境ワーキンググループの事務局を務める就業促進課長の澤田でございます。

私からは、労働環境ワーキンググループの今年度の活動状況について、御説明いたします。

資料 1 をご覧ください。今年度は会議を 2 回開催しております。

今年度 1 回目となる第 10 回会議では、国における技能実習制度及び特定技能制度の見直しの検討状況や特定技能 2 号の対象分野拡大について、名古屋出入国在留管理局から説明を受けるとともに、外国人材の受入れ状況及び各構成団体の具体的な支援の取組について、情報共有をいたしました。

今年度 2 回目となる第 11 回会議では、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書の内容の説明とともに、構成団体

から質問のあった「特定技能の在留資格認定に係る審査期間」や「対象となる職種・作業」といった具体的な内容についても、名古屋出入国在留管理局から説明を受けました。

また、国の各機関から、対象分野が拡大された特定技能 2 号の評価試験の実施状況や、愛知県における「外国人雇用状況」の説明を受けるとともに、各構成団体の取組状況の情報共有も行いました。

外国人材の受入れが進む中、今後も引き続き、ワーキンググループの構成団体間での相互連携を深め、外国人材の適切な労働環境の整備が行われるよう、努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 中西室長)

生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの事務局を務める多文化共生推進室長の中西でございます。

それでは、まず、生活環境ワーキンググループの活動状況について御説明いたします。

資料 1 にありますように、今年度は会議を 2 回開催し、ワーキンググループ設置から通算で 11 回開催しております。

今年度の第 1 回となる第 10 回会議は、11 月 6 日に開催し、「外国人材等の生活環境の整備に係る取組」について、各構成団体から御報告いただくとともに、情報交換や意見交換を行いました。

県の取組としては、大規模災害発生時に設置する「愛知県災害多言語支援センター」の体制についての説明や、外国人県民向けの防災ガイドブックの作成、災害時外国人支援活動講座の開催等の取組について説明いたしました。

また、災害時の外国人支援について、特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海代表理事の土井佳彦様を講師にお招きし、企業や自治体における被災外国人への対応等について、お話をいただきました。

今年度第 2 回となる第 11 回会議は、1 月 24 日に開催し、「外国人材等の生活環境の整備に係る取組」について、各構成団体から御報告いただくとともに、情報交換や意見交換を行いました。

県の取組としては、医療機関に通訳者を派遣するサービス等を提供する「あいち医療通訳システム」の概要やウェブサイトの多言語化の取組について説明いたしました。

続きまして、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの活動状況について御説明いたします。

このワーキンググループは、生活環境ワーキンググループと、構成団体が

ほぼ同じであることから、2つのワーキンググループの会議を合同開催しております。

今年度の第1回となる第10回会議では、「外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実」に係る取組について、各構成団体から御報告いただくとともに、情報交換や意見交換を行いました。

県の多文化共生推進室からは、地域日本語教育の取組状況について説明いたしました。

また、教育委員会からは、「語学相談員」の業務や「外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金」、「若者・外国人未来塾」について説明があり、情報共有を行いました。

今年度第2回となる第11回会議では、「外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実」に係る取組について、各構成団体から御報告いただくとともに、情報交換や意見交換を行いました。

また、企業における外国人従業員への日本語教育について、株式会社link design lab の長尾晴香様を講師にお招きし、企業における日本語教育の取組事例の紹介や今後の課題について、お話をいただきました。

また、教育委員会からは、「フレキシブルハイスクール及び県立夜間中学の概要」、「入学者選抜における配慮」や「日本語指導」について説明があり、情報共有を行いました。

今後も、ワーキンググループでの情報交換を継続していくとともに、構成団体間での連携を深め、生活環境の整備や日本語学習・日本語教育の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(愛知県政策企画局企画調整部企画課 古田課長)

これで、議事(1)「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」、事務局からの説明を終わります。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

続きまして、議事(2)から(5)まで、「特定技能外国人等の受入れについて」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについて」、「ウクライナ避難民の受入れ状況と補完的保護対象者認定制度について」、「技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて」

事務局から4つ続けて御説明申し上げます。

(名古屋出入国在留管理局在留支援部門 杉浦統括審査官)

ただいま御紹介に預かりました、名古屋出入国在留管理局の杉浦でございます。

私からは、議事の（2）から（5）までを、順に説明させていただきます。まずは議事（2）、資料2－1をご覧ください。

こちらは、令和5年上半期までの外国人入国者数と日本人出国者数の推移でございます。

ご覧のとおり、外国人入国者数については、平成元年から令和元年あたりまでは増加傾向にありましたところ、令和2年からコロナ禍における様々な制限措置により、激減いたしました。しかしながら、制限が解除された令和4年下半期からは、再び増加傾向にあり、令和5年上半期には1千万人を超えております。

次のページをご覧ください。こちらは、在留資格別で表した外国人新規入国者数の推移になります。

令和5年上半期について注目しますと、短期滞在の在留資格での入国者数が900万人を超えており、インバウンドの戻りが顕著であることがわかります。

続いて、次のページの表は、深刻な人手不足に対応するため、即戦力となる外国人材を受け入れることを目的に令和元年に創設された在留資格である、「特定技能」で在留する外国人の数を表したものになります。昨年11月末の速報値で20万1,307人となり、全国で20万人を超えるました。

また、次のページをご覧ください。こちらは都道府県別の労働者数、技能実習生数及び特定技能外国人数となります。

こちらは昨年9月末時点の数値で少し古い数にはなりますが、愛知県につきましては、特定技能外国人数は15,991人で、2位の大坂府(11,532人)を大きく離して全国一となっております。

また、昨年8月に、特定技能2号の分野が、それまでの2分野から11分野に拡大されました。特定技能制度が創設されてから5年が経ち、特定技能1号の上限である5年を迎える方も出てきていますので、今後、特定技能1号から2号に移行していく方が増えていけば、さらに特定技能外国人数は増加していくものと思われます。

次に、議事（3）の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについて」に入ります。次の、資料2－2をご覧ください。

こちらは、外国人材受入れ・共生のための総合的対応策となります。総合的対応策は毎年改訂が行われ、内容の充実が図られているところ、こちらの

令和5年度改訂版は、昨年6月に改訂が行われたもので、最新のものになります。総合的対応策については、「外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受け入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの」と位置付けており、今回の改訂が5回目となるところ、前年度から引き続き、5つの柱で構成しております。

時間の都合上、読み上げは省略させていただきます。

次のページをご覧ください。こちらはロードマップに関する資料です。先ほど御説明した総合的対応策は、基本的に短期的な課題にとどまっているものです。

そこで政府においては、有識者会議を開催し、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について有識者の方から御意見をいただき、令和4年度に、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題及び具体的な施策を示すロードマップを策定しました。このロードマップについては、毎年点検、施策の見直しが行われまして、本日の資料は今年度に一部変更のあった、最新のものです。

こちらについても時間の都合上、資料の読み上げは省略させていただきますが、ざっと説明しますと、こちらの資料には、ロードマップにおいて目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンと取り組むべき中長期的な課題として、4つの重点事項を記載しております。

次のページには、その4つの重点事項に係る主な取組が、それぞれ記載されております。

また、次のページには、推進体制及び令和5年度の見直し点等が記載されております。

次のページは、ロードマップと総合的対応策との関係性についてまとめた資料となります。ロードマップが中長期的な課題・施策を示すもので令和4年度から令和8年度までを対象とするもの、総合的対応策が短期的な課題に対応するもので、毎年改訂をするもの等、双方の関係性が記されています。ロードマップ及び総合的対応策によって、具体的に取り組む内容を示し、政府一丸となって共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進して参ります。

では、議題（4）「ウクライナ避難民の受け入れ状況と補完的保護対象者認定制度について」に入ります。次の資料2-3をご覧ください。

こちらはウクライナ避難民の受け入れ・支援等に関する状況でございます。こちらの資料は1月26日付けのものですが、資料の提出後に公表資料の更新がありまして、資料上段左側の「ウクライナ人の在留状況及び最新の避難民に関する情報」の上から2行目、ウクライナ避難民受け入れ人数は、2月7

日の速報値で 2,591 人と、若干の増加がありました。毎週金曜日に入管庁のホームページで最新版が更新されますので、よろしければご確認ください。

ウクライナ避難民全体への支援につきましては、入管庁では、ウクライナ語・ロシア語に対応するヘルプデスクの設置、在留ウクライナ人への支援の申し出窓口を入管庁HPに掲載、情報提供等のためのサイトの開設、在留資格「特定活動」を迅速に付与するなどの対応を行うほか、本邦に身元引受人がない方へは、一時滞在施設及び生活支援住居の提供、生活費等の支給、日本語教育の実施、カウンセリング、行政手続き支援等、地方自治体・民間企業等とのマッチングなどの支援を行ってきました。

令和4年3月2日に総理によるウクライナ避難民受け入れ表明がありましてから、入管庁では関係機関と連携しウクライナ避難民の方の受入れ・支援を行ってきてているところですが、近年、ウクライナ避難民のように、条約上の「難民」には当たらないが、難民に準じて保護すべき方が増加しており、こうった方々を保護するため、昨年6月の入管法改正により、「補完的保護対象者認定制度」が創設されました。この制度は、昨年12月から施行されております。

資料の次のページが、補完的保護対象者認定制度と、補完的保護対象者に認定された方への支援の概要です。

先ほども申し上げたとおり、この補完的保護対象者は、条約上の「難民」には当たらないが、難民に準じて保護すべき方を対象とするもので、国籍はウクライナには限りません。また、認定されると、条約難民と同様、原則として「定住者」の在留資格が付与されるほか、条約難民の定住支援プログラムと同程度の補完的保護対象者定住支援プログラムを受けられる場合があります。支援プログラムにおいては、日本語教育や生活ガイダンスを受講できるほか、定住プログラム受講中の支援として、宿泊施設の提供、生活支援を受けられることがあります。

次のページ、資料2－4をご覧ください。最後に、議題（5）の「技能実習制度と特定技能制度の見直し」について説明します。

両制度の見直しにつきましては、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置され、令和4年12月の第一回以降、両制度の利用者や関係者からのヒアリングも行いつつ、各界の有識者15名による自由かつ闊達な議論が進められ、昨年11月に、政府への提言として、最終報告書が提出されました。

最終報告書においては、見直しに当たっての基本的な考え方として、国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国によるよう、「外国人

の人権保護」、「外国人のキャリアアップ、安心安全・共生社会」の3つの視点に重点を置いて見直しを行うこととされ、また、資料中段にありますように、見直しの4つの方向性が示されました。

次ページには、最終報告書の提言部分概要です。詳細についての読み上げは省略させていただきますが、現行の技能実習制度を発展的に解消し、「人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を新設すること」、「基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成すること」、「特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続すること」をはじめ、新たな制度での受入対象分野や、転籍の在り方、特定技能制度の適性化などについて提言がなされました。

そして、この有識者会議最終報告書を踏まえまして、先週2月9日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、政府方針が決定されました。

この政府方針の本文と概要については、本日の資料の締め切り後に公開されたので、本日は皆様の資料としての用意はありませんが、入管庁ホームページの公表情報ページ、その他公表情報にも掲載されましたので、後ほどご覧いただければと思います。

本日は時間が限られておりますので、概要をかいづまんでお話ししますと、まず総論では、「現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設する」、「現行の企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異なるものの、引き続き実施する意義のあるものは、育成就労制度とは別の枠組みでの受入れを検討する」、「特定技能制度については、適正化を図った上で存続させる」と述べられており、最終報告書から大枠の部分での変更はありませんが、多少の修正・追加のあった箇所があります。

これまでご質問の多かったものについてお話ししますと、新たな制度での受入れ対象分野については、最終報告書では「特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。」とされていたところが、政府方針では「技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。」と、より具体的な記載がなされています。

また本人意向による転籍の要件の一つである、転籍までの就労期間については、最終報告書では「同一機関での就労が1年超」とされていたところが「当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲

内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。」と、こちらもより具体的な記載がなされています。

また、最終報告書では明示的な記載はありませんでしたが、「永住許可制度の適正化を行う」ことも示されております。在留資格「特定技能2号」は要件を満たせば永住許可を受けることができる在留資格ですので、育成就労制度を通じて、永住につながる特定技能制度による外国人の受入れ数が増加することが予想されることから、永住申請も増加するであろうと想定されるため、永住許可制度の適正化を行うというものです。

今後は、この政府方針に則り更なる検討が進められていくことになります。
以上、駆け足ではございましたが、私からの説明は以上です。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(6)の「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 中西室長)

それでは、「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」、御説明させていただきます。お手元の資料3を御覧ください。

まず、「愛知県の外国人県民の状況について」であります。

「1 外国人県民の数」にございますとおり、愛知県の外国人県民数は、2023年6月時点では297,248人、人口の約4%と過去最高を更新しています。国籍別では、最も多いのがブラジルで、次いでベトナム、中国、フィリピンの順となっています。

次に、右下の「2 外国人県民の在留資格」をご覧ください。在留資格別では、「永住者」が最も多く、一貫して増加傾向にあり、近年では、「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」の増加が顕著となっております。

また、資料右上の在留資格別の割合ですが、「永住者」、「定住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」といった、就労に制限のない、いわゆる「身分に基づく在留資格」が全体の約6割を占めています。

次に、右下の「3 日本語指導が必要な外国人児童生徒」についてですが、文部科学省の2021年5月1現在の調査によると、愛知県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数は10,749人で、全国最多となっております。

次のページを御覧ください。この資料は、先日発表いたしました、愛知県の多文化共生に係る令和6年度予算の概要で、庁内関係各局の事業費の総額として約47億円を計上しております。

内訳は、「日本語学習・日本語教育の充実」が約42億3千万円、「生活環境の整備」が約2億円、「労働環境の整備」が約2億8千万円となっております。

さらに、「日本語学習・日本語教育の充実」に関する予算の中でも、小中学校で外国人の子どもたちの日本語教育を行う担当教員の配置等、「教育委員会関係」の予算が約41億5千万円と、大部分を占めています。

次のページを御覧ください。

こちらは、先ほどのページに記載しております事業のうち、多文化共生推進室の事業費、2億8,080万9千万円について記載しています。

まず、左側の「外国人県民日本語教育推進事業費」8,067万5千円についてですが、2020年から多文化共生推進室内に設置している「あいち地域日本語教育推進センター」の運営費や事業費を計上しています。

運営費としては、地域日本語教育の専門知識を有する総括コーディネーターを、現在の1名から2名に増員し、運営体制の強化を図ります。

また、事業費については、市町村が主体となった初期日本語教育を推進するため、地域日本語教室のモデル事業を、今年度と同様に3市町村で実施します。

さらに、地域の日本語教室に通うことができない外国人の方にも学習機会を提供するため、オンラインによる日本語教室も引き続き開催します。

このほか、地域日本語教育に取り組む市町村等に補助する「愛知県地域日本語教育推進補助金」の予算として、約3,000万円を計上しています。

次に、右側の「多文化共生づくり推進費」1,073万9千円についてでございます。

外国人県民の方にも、様々な情報を多言語でより分かりやすく発信するため、ウェブサイト等の情報の充実を図るほか、「多文化共生フォーラムあいち」の開催、大規模災害発生時に設置する「愛知県災害多言語支援センター」の運営訓練や避難所を想定した「外国人支援講座」の開催、医療機関に通訳者を派遣する「あいち医療通訳システム」の運営などの取組を通じて、外国人の方々に対する生活支援や多文化共生への県民の理解促進に取り組んでまいります。

次に、その下の「ウクライナ避難民生活支援事業費」904万4千円についてですが、今月1日現在、県内13市に79世帯120人のウクライナ避難民の方々が生活されており、引き続き、生活一時金の支給や寄附物品の配達等の

支援を行います。

最後に、下の「愛知県国際交流協会運営費補助金」1億8,035万1千円については、愛知県国際交流協会内に設置しております「あいち多文化共生センター」の外国人相談窓口の運営に係る経費等に対する補助金です。相談窓口は、日本語のほか13言語に対応しており、弁護士相談や、在留資格や労働問題などに関する専門相談にも対応しています。

私からの説明は、以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(7)の「構成団体からの情報提供等」に入りたいと存じます。

名簿の順に、構成団体の皆様から、本協議会の主な協議内容であります、外国人材等の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実の観点から、各団体の取組や協議会に期待することなどについて、御発言をいただきたいと存じます。

それでは、愛知労働局様からお願ひしたいと思います。恐縮ですが、お一人あたり3分程度でよろしくお願ひします。

(愛知労働局職業安定部職業対策課 古江課長)

愛知労働局職業対策課の古江でございます。

私からは、外国人の雇用状況についてお話しいたします。

資料4をご覧ください。

厚生労働省及び各都道府県労働局は、年に1回10月末時点での外国人の雇用状況の届出に関する数値を集計し次第、公表することとされております。

資料は令和5年10月末現在の数値で、1月26日に公表したものとなります。

資料の表紙の1ページをご覧いただきますと、表題の副題に外国人労働者は初の20万人超えとありますけれども、下の黒枠内にも集計結果のポイントとして、外国人労働者は210,159人で、前年比21,468人増と、1割強増えているということを記載しています。

雇用する事業所数は、25,225所でありまして、前年比1,375所増となつていて、いずれも過去最高を更新しております。

2ページをご覧ください。

真ん中辺りで、外国の国の名前を書いてあるところがありますけれども、国籍別の状況で、労働者数が多い上位5か国ですが、これは1位がベトナムで52,122人、2位がブラジルで44,092人、3位がフィリピンで31,330人

となっており、以下、中国、ネパールと続いていきますが、上位 5 か国までの順位は昨年と変動はありません。

次に、在留資格別の状況ですけれども、上位三資格は、1 位が身分に基づく在留資格で 95,987 人となっており、これは永住や定住などの方です。さらには専門的・技術的分野の在留資格で 46,951 人、3 位は技能実習で 38,887 人となっております。

身分に基づく在留資格が 45.7% と全体の半数近くを占めております。こちらも順位は昨年と変動ありません。

次に主な産業別の状況ですけれども、1 位が製造業で 86,276 人、2 位が他に分類されないサービス業で 37,805 人、3 位が卸売小売業で 20,427 人、以下、宿泊業、飲食サービス業から建設業と続いていますが、こちらの順位についても昨年と変動はありません。

1 位が製造業で、全体の約 40% を占めているという状況でございます。

3 ページ以降に詳しいグラフ等を掲載しておりますが、これは後ほどご一読いただければよいかと思います。

最後に、愛知県の全国での順位だけ少しご案内させていただきます。

これは 21 ページ以降にありますけれども、全国の事業所、労働者数を掲載しております。事業所数は東京、大阪に次いで 3 位、労働者数は、東京に次いで 2 位となっている状況でございます。

私からは、以上でございます。

(東海農政局経営・事業支援部経営支援課 阿部課長)

東海農政局経営支援課の阿部でございます。

私からは、農林水産省における農業や飲食料品製造業者等への外国人材の適正な受入れに向けた支援措置等について情報提供させていただきます。

資料 5 をご覧ください。

特定技能制度の円滑な運用に向けて、現在、国会にて審議中ではございますけれども、令和 6 年度の外国人材受入総合支援事業費として、2 億 4,300 万円の予算を措置しております。また令和 5 年度補正予算としても、裏面ですが、「働きやすい環境づくり緊急対策」として、6 億 5,000 万円の内数において予算を措置しております。説明は最初のページのみとします。まず、1 の「技能試験の円滑な実施」におきまして、農業や漁業等の各分野における、外国人材の知識及び技能を評価・確認するための試験の作成・更新・実施を支援しています。2 の「外国人材が働きやすい環境の整備」におきましては、農業や漁業等の各分野において、外国人材が働きやすい環境整備等のための相談窓口の設置、また外国人材の労働環境の調査・分析、雇用

主等への助言活動、優良事例の収集・周知等の取組に対して支援を行っています。3が令和5年度の補正予算の内容でございますけれども、「外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援」としまして、農業分野におきまして、外国の教育機関等と連携した現地説明・相談会の開催や、国内の外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供に取り組む際に必要なカリキュラム・コンテンツの開発や講習会開催等の取組に支援を行っています。

また、資料は用意しておりませんが、この取組の結果としまして、特定技能試験の2024年1月までの結果ですけれども、特定技能1号の農業分野では国内で5,750人、国外で10,054人が合格しております。飲食料品製造業では、国内で16,792人、国外では7,539人、外食業では、国内で12,978人、国外では20,290人が合格しております。

また、特定技能の2号の農業分野では12月に国内の試験が実施されておりまして、12名が合格しています。飲食料品製造業及び外食業分野におきましては、まだ試験は実施されておりませんが、3月末に仙台、東京、名古屋、大阪、福岡で試験を実施する予定です。

私からは、以上でございます。

(中部経済産業局地域経済部地域振興・人材政策課 鈴木課長補佐)

中部経済産業局地域振興・人材政策課の鈴木でございます。
私からは経済産業省が実施している外国人材に関する取り組み支援策のご紹介をいたします。

資料6をご覧ください。

1ページ目で、外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテクストが障害となっているという指摘がされておりまして、そのうちの要因の1つとして、日本人社員に向けた外国人材との効果的なコミュニケーションに係る学びの機会が極めて限られているという点がございます。このため経済産業省では、動画教材を作成し、2021年4月からWeb上で掲載をしているところです。

そして、その教材の学習の流れは2ページにございます。外国籍社員と日本人社員が動画を見て、なぜミスコミュニケーションが起きるのかを考える。そして、意見交換することで多様な考え方につながる。最後に、改めて動画を振り返り、よりよいコミュニケーションの取り方を考えることとしております。動画教材を使った対話による学びの手引きもWeb上で掲載しておりますので、ご参考にいただければと思います。

3ページ目でございます。

文部科学省、厚生労働省、経済産業省が外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを2019年8月に立ち上げております。その中で検討し、取りまとめをして、外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブックを公表しております。

特に押さえておくべき12のポイント、それに連動する活用ガイド、ベストプラクティス集もございますので、あわせてご活用いただければと思います。

最後に4ページでございます。

今年度の取組といたしまして、経済産業省では、企業における外国人材の活用編としてのダイバーシティ経営推進研修を実施しました。企業は、生産年齢人口の減少、デジタル化やグローバル競争の激化による市場環境の変化に対応し、多様化する顧客ニーズをとらえて、イノベーションを生み出すためには、性別や国籍、障害の有無、多様な感性、能力、価値観、経験等を持った人材を確保し、それぞれの能力や最大限発揮できるよう、企業の競争力強化や価値創造実現していくダイバーシティ経営の推進が重要です。

この研修では、民間企業職員などの方を対象にして、ダイバーシティ経営推進に向けた取り組みの意義や、外国人材の活躍に向けた取り組みの重要性、コミュニケーション方法について理解を深めるため、ダイバーシティ経営に関する講義や、先ほどご紹介いたしました動画やハンドブック等を活用したワークショップを実施しました。

私からは、以上でございます。

(中部地方整備局建設産業課 二宮課長)

中部地方整備局建設産業課の二宮でございます。

資料7をご覧ください。

建設分野における外国人材の受け入れ状況についてです。建設分野で活躍する外国人の数は約11万人となっておりまして、全産業の約6.4%となっております。

また、建設分野の特定技能外国人につきましては、水際措置の緩和や制度の周知が進んだことによりまして、人数が年々増加しております。2023年10月現在では、22,309人という状況です。

さらにこのうち、2号特定技能外国人につきましては、2022年4月に初認定されておりまして、2023年10月末時点では26人が認定されているという状況でございます。

私ども中部地方整備局につきましては東海4県を所管しているところで

ございますが、その中で特定技能の認定人数につきましては、概ね全国の15%強を占めておりまして、その中でも愛知県につきましては、約6割強を占めているという状況でございます。また私どもの管内におきましても、特定技能の申請件数は年々増加しております。

今年度の状況を見ましても、12月末時点で、昨年度の年間申請件数をすでに達しております、今後も高止まりが続くと見込んでおります。

一枚おめくりいただきまして、建設分野における特定技能制度の概要というところですけれども、建設分野におきましては、他の業種と異なりまして、上乗せ規制というものを設けております。これはもともと技能実習におきまして、建設分野では失踪者が多いというような状況がございまして、そういったことを踏まえ、上乗せがされております。建設業はそういった特性を踏まえまして、国土交通大臣が基準を定めておりまして、その基準を超えるような形でないと認定がされないということになっております。

具体的に申し上げますと、受入企業につきましては、建設業法上の営業の許可を受けていることですとか、当該外国人につきましては、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬額を受けていることですとか、安定的な賃金の支払いということで、建設業につきまして、いまだに日給でもらっている方が多くございますけれども、特定技能につきましては月給でないと駄目だというような形で、中身を審査させていただきまして認定をしているというところでございます。

私からは、以上でございます。

(愛知県商工会連合会広域経営支援センター 橋本課長)

愛知県商工会連合会の橋本でございます。

商工会連合会から資料はございませんが、口頭で説明させていただきたいと思います。

この特定技能制度ができました5年前でございますが、多くの企業で技能実習生が特定技能に移行しまして、その一部が転籍をいたしました。多くの企業におきましては、今回も同じように転籍をするのではないか懸念をしているところでございます。

新制度につきましては、就労とともに、人材育成を目指すものとなっております。特定技能になれば、転籍が可能となりますので、企業からは、せっかく育ててきたのに、転籍してしまうのではないかなどの意見がございます。

今後の企業につきましては、日本語能力と職業能力の向上に取り組んでいく上で、育てた人材をどう引き止めていくかというようなことを考えていかなければなりません。

企業につきましては外国人に選ばれる努力をしないといけないということを考えている状況でございます。

私からは、以上でございます。

(愛知県経営者協会 松永総務・企画部長)

愛知県経営者協会の松永でございます。

資料8をご覧ください。

経営者協会は、昨年度から2年ほど続けていますけれども、愛知県、愛知県国際交流協会、中部経済連合会、名古屋商工会議所と連携しながら、地域の放課後の外国ルーツのお子さんを受け入れていらっしゃる日本語教室の支援を進めております。

今年度も上期、下期と企業からボランティアを募集して、そういった教室に派遣をさせていただき、また教室の会場の確保でお困りの場合は、そういった施設を提供するといったことを行っております。

具体的には、資料8-1ですが、マスコミ向けの資料をここに使わせていただいておりますけれども、1月28日に今年度の下期のマッチングのイベントをさせていただきました。

企業から募集したボランティアさんを集めまして、学識の方から、いまの現状や教室の様子をレクチャーいただいた上で、その上で日本語教室さんから直にこういう活動をしているというような案内を受けながら、実際に教室を見に行くといった希望を取るところまで結びつけるというお手伝いをさせていただいております。

具体的には資料8-2にチラシがございますけれども、裏に教室の名前が入っていますが、こういった教室にボランティアの希望者が見に行って、実際に日程等が合えばお手伝いに入っていただくという形になっております。

また、(資料のご用意はありませんが)施設に関しても、半田市のMIRAIプロジェクトさんが運営する教室向けに、日本ガイシの施設を提供いただくなど、会場面のサポートも開始しております。

こういった活動を続けながら、やはりこの地域は働く外国人の皆さんに支えていただいていることがありますので、今後もご家族へのサポートも含めて、この地域を働く方々に選んでいただくというような形でサポートを進めていきたいと思います。

私からは、以上でございます。

(愛知県中小企業団体中央会 古閑振興部長)

愛知県中小企業団体中央会の古閑でございます。

本会は中小企業の組織化を推進し、地域の中小企業が持続的な成長・発展のために各種事業を実施しております。

資料はございませんが、組織化の推進につきましては本年度は 10 件の組合設立の申請をお手伝いさせていただきました。そのうち 9 件が外国人の技能実習生の受け入れを目的にした設立でありました。

次に設立相談の方ですが、本年度は 34 件の相談を受け、うち 26 件が外国人の技能実習生の受け入れを目的にした相談がありました。

一昨年から外国人技能実習制度の見直しが検討されておりましたので、設立、相談件数などは減少傾向にあります。

次に、本会で平成 18 年から外国人技能実習生の共同受入事業を行う監理団体や実習実施機関に対して、制度や運営の適正化を図るための訪問指導を実施しております。指導の方法は当会の指導員と社会保険労務士の先生でチームを組んで、実態把握と運用適正化に向けた指導を行っております。本年度は 35 の監理団体と 35 の実習実施機関に対して訪問指導を行いました。

この実習制度については新聞で色々と報道されている中、一部の心無い事業者の賃金未払や暴力、実習生による失踪や犯罪などによって、不法行為が後を絶たないところから制度の見直しは、やむを得ないところではありますが、監理団体の 9 割を中小企業組合が占めており、また企業の大多数は法令を遵守し、真面目に実習を実施しております。

今後、監理団体は新たな制度を利用すると思いますが、中小・小規模事業者に過度な負担をかけないよう配慮をお願いしたいと考えております。

引き続き関係機関の皆様におかれまして中小事業者が対応しやすい環境整備に努めていただきますようよろしくお願いしたいと思います。

私からは、以上でございます。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会 森副事務局長)

日本労働組合総連合会愛知県連合会の森でございます。

特に配布している資料はございませんけれども、まずは愛知県をはじめ、各団体の皆様におかれましては、あいち外国人材の適正受け入れ共生の推進に向けて、ご尽力いただいたことに敬意と感謝を申し上げておきたいと思います。

情報提供といいますか、連合が考えます外国人労働者の共生に向けました労働組合の役割について、若干触れさせていただいて、発言に代えさせていただきたいと思います。

連合の方では、いわゆる労働相談を外国人労働者も含めて承っております。そこに寄せられる相談につきましては、とりわけハラスメントに関するもの

ですとか、雇用契約に関するものが目立っているような状況でございます。こちらの中身を少し見てみると、これはやはり言葉の問題だけではなく、日本の法律に関する経営者の方の理解が十分でないということですか、外国人労働者が日本の制度や文化に関する理解不足によるものが多いというような状況になっています。

詳細は少し分かりかねますけれども、中には、経営者の方が外国人労働者を単なる労働力ととらえて、生活者として彼らの尊厳を軽視する姿勢も浮かび上がるような相談の内容もあったように伺っているというところでございます。

さらには外国人の方がやはり理解できるような、平易な日本語による丁寧な説明をおろそかにしているといったような問題が、労働相談の中で申告されているのではないかと受け止めをしているところでございます。

こういった問題に対応するため行政におかれましては、多言語対応ですか、Webによる情報提供等を行っていただいていると思いますけれども、愛知県においては、逆に外国人労働者が増えているという現状でございますので、さらなる周知活動が必要ではないかと認識をしているところでございます。

今後、連合としましては、その外国人労働者の抱える悩みの早期発見ですか、予防にも同様の対応を図りながら、職場における誤解、偏見、差別の解消等につなげていくような取り組みをしてまいりたいと思います。

連合としましては、労働者の組合資格の拡大ですか、中小零細企業の組織化、さらには支援団体、行政機関の皆様などと連携しながら、多様性を認め合ってお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現に向けて、取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課 山田主幹)

名古屋市国際交流課の山田でございます。

資料9をご覧ください。

一点、事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

名古屋市におきましても、日本語教育の体制の整備ということで、地域の日本語教室の支援ですか、あとオンラインを中心とした教室の運営、ボランティアとして携わっていただける方の養成などを取り組んでおります。

この度は職場でできる多文化共生としまして、日本語学習中の外国人の方にも伝わりやすい、わかりやすい、やさしい日本語について知っていただく趣旨で、来週の火曜日に、やさしい日本語劇団さんの協力をいただきまして、

外国人を雇用する企業等で勤務されている方を対象とした事業を実施いたします。このような形で事業を実施するのは今回が初めてでございます。

資料の一番下に記載ございますが、中部経済連合会さん、それから名古屋商工会議所さんにも、広報にご協力をいただいているところでございます。

締め切りが昨日となっていましたが、実はあまり申し込みの状況が芳しくなく、もし本日ご出席の皆様の中で、ご紹介をいただけるようなところがありましたらぜひご紹介いただきまして、こちらQRコードが載っておりますが、こちらからの申し込みで、月曜日の午前中くらいまででしたら、受け付けさせていただきたいと思いますので、関心のある方がいらっしゃいましたら、ご協力いただけましたら幸いです。引き続きよろしくお願ひいたします。

私からは、以上でございます。

(愛知県市長会（小牧市多文化共生推進室） 堀田室長)

愛知県市長会から、小牧市の多文化共生推進室の堀田がご説明させていただきます。

資料 10 をご覧ください。

ご紹介させていただくのは災害時の外国人支援ボランティアの募集についての資料です。

実際に災害が起きたときに、特に避難所等で外国籍の方が避難された際にその通訳支援が必要だろうということで、小牧市ではこういったボランティアを募集して育成をしているところです。

こういった取り組みは、特に小牧市に限らず、他の市町村でもよく見られまして、特別なことでも何でもないのですが、本市の特徴として、2点ほど申し上げます。

まず1点目は、こちらの少し大きいものになりますが、黄色いバンダナ、こういったものを作っております。三角に折って肩につけられるのですが、各角には、8言語で、「何かお手伝いすることはありますか」というようなメッセージが書いてあります。

これを作ったのは、避難所でボランティアさんが活動する際に、この方がボランティアとして活動している人だという目印になるとことと、実際に避難された外国籍の方から声をかけることができるのではないかということで、こういうものを作りました。

2点目は、資料はございませんが、現在、小牧市のボランティア登録者数は60名ほどいるのですが、そのうち半数の30名ほどが外国籍の方です。

実際、お話しをしますと、自分は日本語を話せるから、そういうときに

そういうお手伝いをしますよと言われるのですが、いざというときに、日本人のコミュニティにその場で急に入り込んで、私も一緒にやりますというのはかなり勇氣が必要で、ハードルが高いので、そこが難しいというお話を聞きましたので、我々小牧市の方では、市の方から、地域の防災訓練、年に1回、学区防災訓練ということで、主に避難所運営を地域の方々に訓練していただいているが、その役員さんに、そういうボランティアさんを事前に紹介させていただいているが、年に1回のその地域の学区の防災訓練の際に、その方を連れていって、顔つなぎをして、「地域にこういう黄色いバンダナを目印とした外国人支援のボランティアさん、この人がいますよ」ということを、訓練に参加された住民の皆さんにもあわせて紹介することで、いざというときにあの人はそういう人なのだと覚えてもらい、なおかつ、実際に活動する外国籍のボランティアの参加者の方が、日本人のコミュニティの方とお話しできる体制を作り始めているというところです。

この取組は、コロナ禍から始めて2年目ですので、まだ全地域でこれができているかというと、まだまだできてない状況であります。実際に機能させようと思いますと、お金のかかるような話ではないのですが、先ほど申し上げたような、地道な活動を自治体の方でやっていかないと、いくらボランティアを登録して育成しても、地元で活躍できるかというと機能しないと思いますので、引き続き小牧市としては力を入れていきたいと思います。

私からは、以上でございます。

(愛知県国際交流協会交流共生課 杉山課長)

愛知県国際交流協会交流共生課の杉山でございます。

私からは外国人相談と、日本語教育についてご説明をさせていただきます。

資料11-1をご覧ください。

先ほど県の多文化共生推進室の中西室長さんからもご紹介いただきましたが、私たちの相談窓口「あいち多文化共生センター」では、2の(1)にございます通り、あいち多文化ソーシャルワーカーと呼ばれる専門の相談員が相談を対応しております。

この多文化ソーシャルワーカーというのは、単なる相談員ではなく、複雑な問題を抱える外国人に対しまして、市町村窓口や社会福祉等の専門機関と連携し、必要に応じて同行支援をしながら、適切な制度やサービスへつなぎ、問題解決まで継続的に支援をいたします。

対応言語はポルトガル語、スペイン語、日本語を含めて現在14言語でございまして、それぞれの言語でも相談支援を行う他、県や市町村、関係機関などからの資料の翻訳依頼などにも応じております。

相談件数はコロナの影響もありまして、年々増加し、昨年度は4,000件を超えておりましたが、今年度は少し落ち着いたようで1月末の時点で約3,000件となっております。

相談の内容につきましては、結婚や離婚、住宅関連、消費生活などを含んだ、日常生活に関するものが最も多く、続いて医療や福祉に関する相談が多くなっております。

また、専門家のアドバイスが必要な外国人向けに、(2)の無料の弁護士相談や、(3)の専門相談の消費生活、在留関係、労働関係の専門相談を多言語で実施しておりますが、弁護士相談は特に、すでに1か月先まで予約が埋まっているような状況であります。ニーズの高さを感じております。

続きまして、裏面をご覧ください。

(4)の外国人相談担当者向け対応ハンドブックでございます。

こちらは先ほど少しご紹介しました多文化ソーシャルワーカーが作成しております、多文化ソーシャルワーカー自身が外国人の直接的な支援以外に、市町村や専門機関での相談対応に関する支援を行っている関係で、その支援活動の一環として作成しております。

センターで受けた相談事例を参考に、外国人県民への対応時に注意すべきような点、それから各国の制度の概要などをまとめた冊子でございます。

冊子は結婚・離婚、子供の教育、社会福祉の3つのテーマで作成しております、今年度は3月に結婚・離婚編を改訂・発行いたします。

次の(5)の愛知生活便利帳、こちらは外国人県民向けの冊子でございまして、日本での生活に関する生活情報を取りまとめているものです。

こちらもホームページからダウンロードできますので、ぜひ外国人に直接関わりを持つ方々にもご利用いただければと思います。

資料11-2をご覧ください。

こちらは私たちの日本語教育関連の事業についてまとめたものでございまして、先ほど経営者協会さんからもご紹介がありました、企業の社員向けの地域の日本語教室での活動につなげる取り組みが5番になっております。

その他、研修、講座、それから日本語教育や日本語教室に関する情報提供事業などを行っております。

これらの事業、皆様にもご協力いただくことがこれからもございますので、ぜひその際はよろしくお願いします。

私からは、以上でございます。

(東海日本語ネットワーク 米勢副代表)

東海日本語ネットワークの米勢でございます。

お手元に3点、現物をお配りしておりますけれども、そのうちのA4を三つ折りにしたパンフレットに沿って、私たちの活動を説明したいと思います。

「だれでも日本語が学べる地域にしたい！」というキャッチフレーズがあります。自治体が取り組むときに、どんな事業でもそうだと思うのですが、ニーズがないというような一言で、事業に真剣に取り組んでもらえないというようなことがあるのですけれども、誰一人落ちこぼれさせないというよう、そういう姿勢が外国人対応にはとても大事なことであると思っており、私たちは地域で少しでもそういったことに力が注げればと思っています。

点線枠の中の二つ目で、研修会の開催を年8回ほどしています。シンポジウムとか夏休み、それからシンポジウムの準備に当たる4ヶ月を除いて年8回開催しております。そのうち5回が日本語教育も含め、様々な分野の専門家、または当事者の声を聞く「お話を聞く会」というものを開催しております、あと3回は活動しているもの同士の交流の場、意見交換、情報交換の場という形で話し合う会という研修会を行っています。

それから、毎年12月に日本語ボランティアシンポジウムも開催しております。今年度は30周年記念ということもありますし、それから国の日本語教育の動向が大きく動いて、予算も本当にたくさんつくというようなことがありましたので、私たちはそれに対してどういったように考えたらよいかということについて、ボランティアからの声を届けました。

それを皆さんにも少し聞いていただきたいと思っております。先ほど中部経済産業局のお話の中に、「コミュニケーション不全が、日本人社員と外国人社員の中に起きて、それをどうやって解消していくか」というようなお話があったと思うのですけれども、まさに地域における日本人市民と外国人市民同士のコミュニケーションの不全の解消の場こそが日本語教室であるというような考え方と通底するところがあり、先ほどお話を聞いていたときに、高度人材であっても、それから一般的な生活者であっても、それは同じであるというように思ってお聞きしておりました。私たちの主張は、専門家による日本語教育だけでは駄目で、市民が関わっていってこそ、多文化共生の地域が実現するという、そのために市民活動をしっかりと組み入れた日本語教育をやっていただきたいというようなことです。そのことをシンポジウムで述べました。

それから、ニュースレターの最新号89号をお手元に届けておりますけれども、これを年3回発行しております、いろんな形の現場の声なり、学習者の声なりをお届けしております。

それから、ホームページもそれほど更新されておりませんけれど、一応最新の情報を載せておりまして、会員の教室の紹介もしております。そして、

ピンク色の冊子が年1回発行しております活動報告書で、これもいま今年度の報告書を作成しつつあって、3月発行なので、何だか1年遅れて申し訳ないのですけれども、こういったもので、自分たちの活動を振り返るという意味も込めて、広く周知をしていくことになっております。

いま日本語教育の機運が高まっている中で専門家の人たちにも活躍していただくと同時に、市民活動としてのボランティア役割というのを忘れずにこれからも日本語ネットワークは活動を続けていきたいと思っていますので、皆様のご尽力もぜひお願いしたいと思っております。

私からは、以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。

続きまして、議事(8)の「質疑応答」でございます。議事(1)～(7)の御発表について、御質問をお持ちの方がいらっしゃいましたら挙手を頂きたいと存じます。

(名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課 山田主幹)

資料2-3でご説明をいただきました補完的保護対象者について、2点お伺いします。

1つ目は、12月にこの制度ができたということで、この地域や全国におけるこれまでの申請状況や認定の状況というのがもしあれば、ウクライナの方とそうでない方で、それぞれどのような状況か教えていただけたらと思います。

2つ目は、補完的保護対象者への支援の概要ということで、条約難民の定住支援プログラムと同程度のプログラムを提供していくということでございますが、名古屋市内では、いま1月末で73名のウクライナ避難民がおられます。多くは戦争が終われば、帰りたいという思いをお持ちかと思うのですが、中には、引き続きお住まいになりたいという方も可能性としてはいらっしゃると思っております。いま名古屋市では、市営住宅を無償で提供したり、日本財団からの支援を受けて、中にはパートタイムで仕事をして生活をされている方もお見えになる状況ですけれども、そのような支援がなくても自立して生活していくのかというと、フルタイムの仕事をするにもやはり日本語がハードルになるなど、課題もあると思っております。

この支援につきまして、条約難民と同様のプログラムを提供した枠組みができたので、今後はこれを提供して運用していくという段階にあるのか、必要な支援についてまだどのようなものがいるのか、今後どういった充実した

施策が必要なのかというのをまだ検討されている段階なのか、この支援についての考え方について、もし情報があれば、教えていただけたらと思います。

(名古屋出入国在留管理局在留支援部門 杉浦統括審査官)

まず1つ目の補完的保護対象者の申請数や認定者数、全国と愛知県の数がどれぐらいかといったことについては、申し訳ございませんが、公表がされていませんので、はっきりとした数字を申し上げることはできないのですけれども、12月から始まったということで、受付も始まっておりまして、順次、認定も出ている状況です。

こちらは、やはり補完的保護対象者になれば支援が受けられるということで、入管庁の方からは、各避難民の方にお手紙という形で認定申請をしてくださいというようなことですか、入管庁で訪問調査として生活状況をお尋ねしているような機会をとらえて、補完的保護対象者の認定を受けて、生活支援を受けていただくようにということをご案内しているところではございます。

支援の内容につきましては、こちらの方もいま手元にある資料でしかご説明ができないのですけれども、条約難民と同等ということで、生活費の支援とそれから生活ガイダンスであるとか日本語教育を受ける機会を提供するということになっておりまして、今まで身寄りのないウクライナ避難の方には2年間の支援を行っていたのですけれども、こちらの方は終了して、新しく補完的保護対象者の支援の方に移行していく这样一个流れで考えているところでございます。

(名古屋出入国在留管理局 市村局長)

補足いたしますと、全国の補完的保護対象の施設というのは、まだ公表していないでお答えできませんが、もともと避難民として認定されて日本に入って来られた方がほとんどなのですが、中には日本に来られている間に紛争、ロシアの侵略が始まって、帰れなくなっている方やそのご家族などもおられるので、1件1件、申請内容を確認させていただいた上で、補完的保護対象者として徐々に認定を進めているところです。認定を受けた方は、定住支援を申請していただいた上で、支援のプログラムが適用されるのですが、それがまだ条約難民の方々と同じような内容で、受け入れ先といいますか、定住支援のお手伝いをしているところは、難民事業本部となっていますが、東京にありますので、そこが中心となっている関係で、まだ全員に対してそうしたプログラムというのが追い付いていない状況となっています。これから徐々に支援を受けられるようにはなってくると思いますが、やはり名古屋

にお住まいの方が東京に行くというのは、オンラインで受けるということはあります。しばらくの間は、地方自治体や地域の支援がないと難しいので、支援をお願いできればと思います。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

皆様からご意見や情報提供をいただきましてありがとうございました。

国による技能実習及び特定技能制度の見直しの検討を始め、外国人を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上に、労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実など、多文化共生の取組が重要となっています。

本日、協議会構成員の皆様からお寄せいただいた情報を持ち帰っていただき、是非とも関係施策や事業のさらなる充実に取り組んでいただければと思います。そして、在留外国人の方々にとって、より住みやすいあいの実現を皆様とともに進めてまいりたいと存じます。

また、来年度も、適宜各ワーキンググループを開催し、多文化共生社会づくり等について密に情報交換等を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。